

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月26日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 ※２０２３年１０月１日より三菱ＵＦＪア セットマネジメント株式会社に変更
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	国内債券インデックスファンド（ラップ向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

国内債券インデックスファンド（ラップ向け）（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2023年 6月27日から2024年 6月24日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

当ファンドは、ラップ口座に係る契約[※]に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。

※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、NOMURA－B P I 総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

商品分類表				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型		株式	MMF	インデックス型
	国内	債券		
		海外	不動産投信	MRF
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般		日本			TOPIX	条件付運用型
大型株		北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (NOMURA －B P I 総合)	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 ()
中小型株		欧州				
債券		アジア				
一般		オセアニア				
公債		中南米				
社債		アフリカ				
その他債券		中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
		日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
		その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング		信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド		信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ		一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色

1

NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- NOMURA-BPI総合をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

↓ ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

↓ モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

↓ 売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色

2

主としてわが国の公社債に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
※実際の運用は日本債券インデックスマザーファンドを通じて行います。



年1回の決算時(3月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

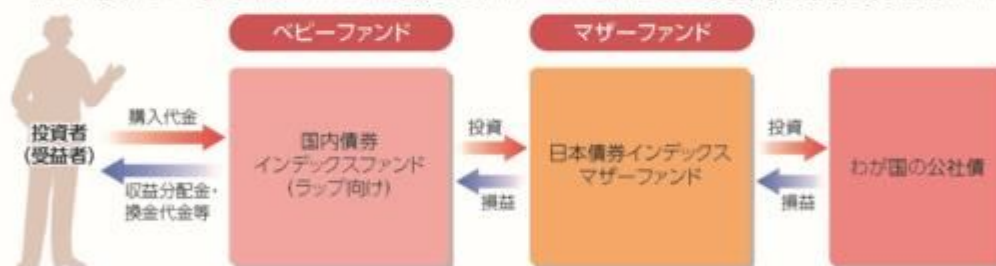
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■主な投資制限

デリバティブ

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

- NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。
当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

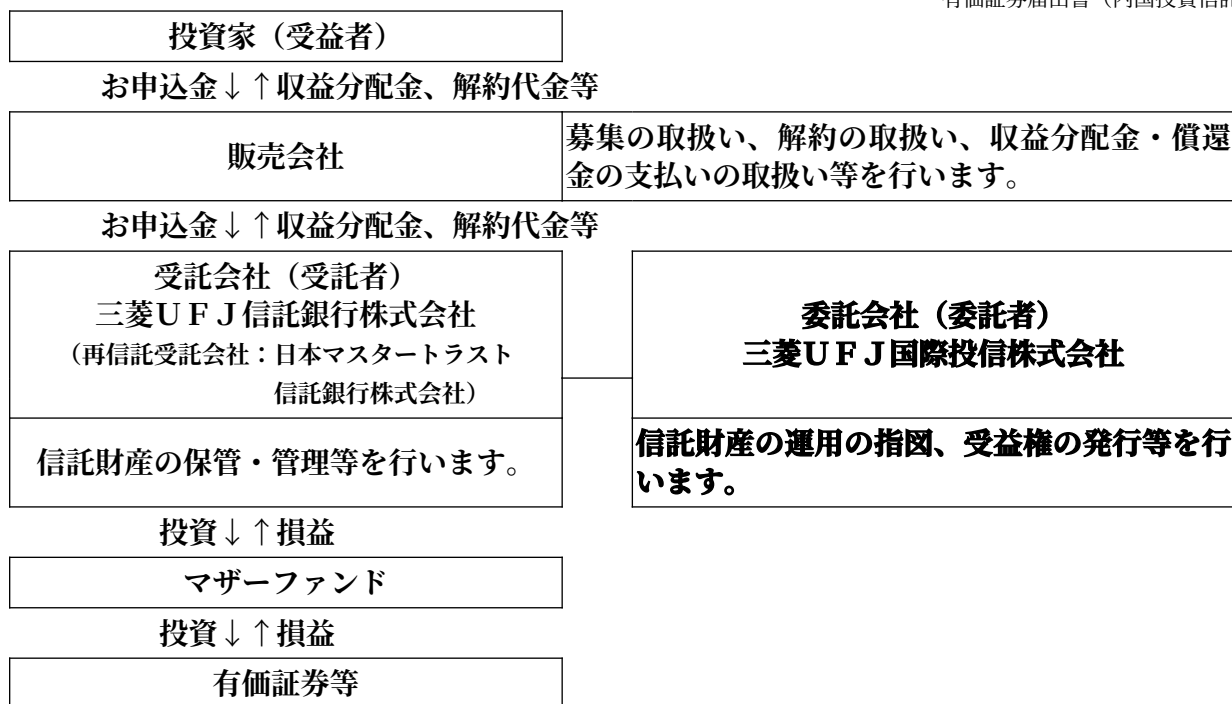
(2) 【ファンドの沿革】

2020年3月2日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2023年3月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債に投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする日本債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

１０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

１１．コマーシャル・ペーパー

１２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

１３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

<日本債券インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

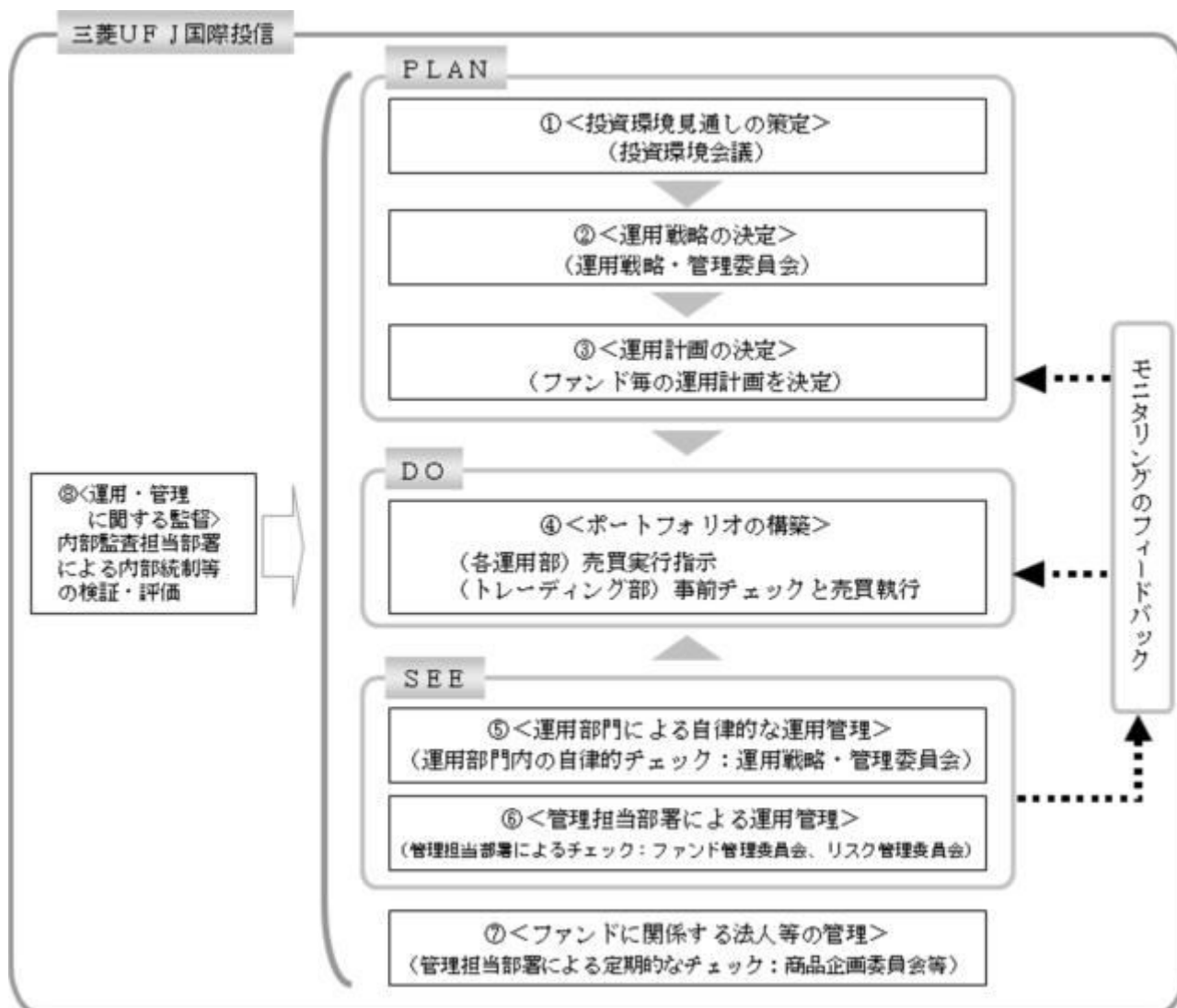
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（３）【運用体制】



- ①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
- ②運用戦略の決定
運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
- ③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
- ④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買

の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うこと

ができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリ

バティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動 リスク	一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上が

りが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドは、NOMURA-BPI総合の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコフサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコフサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコフサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債の市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.253%（税抜0.23%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.15%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2023年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【国内債券インデックスファンド（ラップ向け）】

（１）【投資状況】

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,424,986,714	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	121,694	0.01
純資産総額		2,425,108,408	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	1,859,224,653	1.3015	2,419,780,886	1.3043	2,424,986,714	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5年 3月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（令和 3年 3月25日）	11,521,987	11,521,987	9,760	9,760
第2計算期間末日（令和 4年 3月25日）	3,216,717,606	3,216,717,606	9,572	9,572
第3計算期間末日（令和 5年 3月27日）	2,424,072,974	2,424,072,974	9,403	9,403
令和 4年 3月末日	3,223,849,340	—	9,601	—
4月末日	4,322,616,914	—	9,575	—
5月末日	4,257,650,563	—	9,559	—
6月末日	3,566,707,690	—	9,469	—
7月末日	3,534,715,875	—	9,529	—
8月末日	3,304,718,880	—	9,505	—
9月末日	3,089,177,325	—	9,403	—
10月末日	2,965,319,533	—	9,391	—
11月末日	3,368,523,997	—	9,344	—
12月末日	3,739,835,565	—	9,220	—
令和 5年 1月末日	3,149,916,217	—	9,192	—
2月末日	3,268,328,000	—	9,293	—
3月末日	2,425,108,408	—	9,422	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△2.40
第2計算期間	△1.92
第3計算期間	△1.76

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	21,174,815	9,369,311	11,805,504
第2計算期間	3,638,053,185	289,188,588	3,360,670,101
第3計算期間	6,013,121,276	6,795,707,444	2,578,083,933

（参考）

日本債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 5年 3月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	日本	587,763,707,970	83.06
地方債証券	日本	39,130,539,947	5.53
特殊債券	日本	33,799,692,738	4.78
社債券	日本	42,732,760,000	6.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,223,631,642	0.59
純資産総額		707,650,332,297	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 5年 3月31日現在
（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
債券先物取引	買建	日本	592,480,000	0.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 5年 3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第3 6 3 回利付国債（1 0 年）	10,160,000,000	98.86	10,044,176,000	98.19	9,977,018,400	0.100000	2031/6/20	1.41
日本	国債証券	第1 4 2 回利付国債（2 0 年）	8,560,000,000	112.68	9,646,071,700	113.14	9,685,212,000	1.800000	2032/12/20	1.37
日本	国債証券	第1 3 7 回利付国債（2 0 年）	8,382,000,000	112.77	9,452,471,980	112.15	9,400,413,000	1.700000	2032/6/20	1.33
日本	国債証券	第3 6 4 回利付国債（1 0 年）	7,890,000,000	98.44	7,767,610,500	98.10	7,740,484,500	0.100000	2031/9/20	1.09
日本	国債証券	第3 5 6 回利付国債（1 0 年）	7,380,000,000	99.52	7,344,841,900	99.48	7,342,214,400	0.100000	2029/9/20	1.04
日本	国債証券	第3 5 9 回利付国債（1 0 年）	7,250,000,000	99.17	7,190,327,800	99.07	7,183,082,500	0.100000	2030/6/20	1.02
日本	国債証券	第1 4 9 回利付国債（5 年）	7,130,000,000	100.03	7,132,817,800	100.10	7,137,415,200	0.005000	2026/9/20	1.01
日本	国債証券	第3 6 0 回利付国債（1 0 年）	6,930,000,000	98.76	6,844,760,200	98.90	6,853,770,000	0.100000	2030/9/20	0.97
日本	国債証券	第3 5 0 回利付国債（1 0 年）	6,530,000,000	100.17	6,541,101,000	100.02	6,531,567,200	0.100000	2028/3/20	0.92
日本	国債証券	第1 4 4 回利付国債（5 年）	6,380,000,000	100.43	6,407,434,000	100.39	6,405,456,200	0.100000	2025/6/20	0.91
日本	国債証券	第3 4 5 回利付国債（1 0 年）	6,340,000,000	100.46	6,369,164,000	100.37	6,363,521,400	0.100000	2026/12/20	0.90
日本	国債証券	第3 5 8 回利付国債（1 0 年）	6,280,000,000	99.28	6,235,114,000	99.24	6,232,586,000	0.100000	2030/3/20	0.88
日本	国債証券	第3 6 5 回利付国債（1 0 年）	6,300,000,000	96.25	6,063,876,000	98.05	6,177,213,000	0.100000	2031/12/20	0.87
日本	国債証券	第3 4 6 回利付国債（1 0 年）	6,130,000,000	100.46	6,158,198,000	100.31	6,149,370,800	0.100000	2027/3/20	0.87
日本	国債証券	第3 4 9 回利付国債（1 0 年）	6,090,000,000	100.23	6,104,398,500	100.09	6,095,663,700	0.100000	2027/12/20	0.86
日本	国債証券	第1 5 3 回利付国債（5 年）	6,040,000,000	99.92	6,035,634,100	99.85	6,031,060,800	0.005000	2027/6/20	0.85
日本	国債証券	第3 6 1 回利付国債（1 0 年）	6,050,000,000	98.97	5,988,151,400	98.64	5,967,720,000	0.100000	2030/12/20	0.84
日本	国債証券	第1 4 5 回利付国債（5 年）	5,810,000,000	100.42	5,834,775,000	100.43	5,835,099,200	0.100000	2025/9/20	0.82
日本	国債証券	第1 5 4 回利付国債（5 年）	5,730,000,000	99.98	5,728,854,000	100.17	5,740,199,400	0.100000	2027/9/20	0.81
日本	国債証券	第3 4 7 回利付国債（1 0 年）	5,700,000,000	100.40	5,723,199,000	100.25	5,714,364,000	0.100000	2027/6/20	0.81
日本	国債証券	第3 5 3 回利付国債（1 0 年）	5,500,000,000	99.91	5,495,050,000	99.82	5,490,595,000	0.100000	2028/12/20	0.78
日本	国債証券	第1 4 3 回利付国債（5 年）	5,380,000,000	100.42	5,402,596,000	100.37	5,400,067,400	0.100000	2025/3/20	0.76
日本	国債証券	第3 5 4 回利付国債（1 0 年）	5,380,000,000	99.79	5,368,824,500	99.73	5,365,689,200	0.100000	2029/3/20	0.76
日本	国債証券	第1 4 1 回利付国債（5 年）	5,240,000,000	100.34	5,257,836,800	100.29	5,255,353,200	0.100000	2024/9/20	0.74
日本	国債証券	第1 5 0 回利付国債（5 年）	5,230,000,000	99.98	5,229,416,400	100.01	5,230,941,400	0.005000	2026/12/20	0.74
日本	国債証券	第3 5 7 回利付国債（1 0 年）	5,250,000,000	99.12	5,204,123,200	99.37	5,216,925,000	0.100000	2029/12/20	0.74
日本	国債証券	第3 6 2 回利付国債（1 0 年）	5,240,000,000	96.90	5,077,794,000	98.40	5,156,474,400	0.100000	2031/3/20	0.73
日本	国債証券	第1 3 4 回利付国債（2 0 年）	4,545,000,000	114.82	5,218,794,050	112.79	5,126,532,750	1.800000	2032/3/20	0.72
日本	国債証券	第3 4 8 回利付国債（1 0 年）	4,970,000,000	100.34	4,986,942,100	100.17	4,978,846,600	0.100000	2027/9/20	0.70
日本	国債証券	第3 4 3 回利付国債（1 0 年）	4,870,000,000	100.47	4,892,986,400	100.46	4,892,694,200	0.100000	2026/6/20	0.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5年 3月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	83.06
地方債証券	5.53
特殊債券	4.78
社債券	6.04
合計	99.40

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 5年 3月31日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物 2 3 年 0 6 月限	買建	4	円	581,884,400	592,480,000	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

《参考情報》

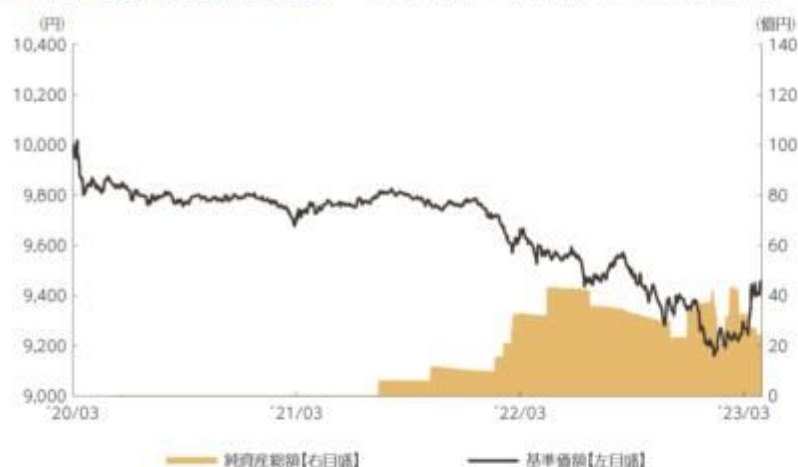


運用実績

2023年3月31日現在

■基準価額・純資産の推移

2020年3月2日(設定日)～2023年3月31日



■基準価額・純資産

基準価額	9,422円
純資産総額	24.2億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年 3月	0円
2022年 3月	0円
2021年 3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	83.1%
地方債	5.5%
特殊債	4.8%
社債	6.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.6%
合計	100.0%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	種別	比率
1 第363回利付国債(10年)	国債	1.4%
2 第142回利付国債(20年)	国債	1.4%
3 第137回利付国債(20年)	国債	1.3%
4 第364回利付国債(10年)	国債	1.1%
5 第356回利付国債(10年)	国債	1.0%
6 第359回利付国債(10年)	国債	1.0%
7 第149回利付国債(5年)	国債	1.0%
8 第360回利付国債(10年)	国債	1.0%
9 第350回利付国債(10年)	国債	0.9%
10 第144回利付国債(5年)	国債	0.9%

■年間収益率の推移



5

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについて

ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2030年3月25日まで（2020年3月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示

示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年3月26日から令和5年3月27日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【国内債券インデックスファンド（ラップ向け）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 [令和 4年 3月25日現在]	第3期 [令和 5年 3月27日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,122,611	4,015,711
親投資信託受益証券	3,216,465,050	2,423,882,385
未収入金	136,579	139,210
流動資産合計	3,218,724,240	2,428,037,306
資産合計	3,218,724,240	2,428,037,306
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	258,821	511,321
未払委託者報酬	1,725,439	3,408,749
未払利息	-	1
その他未払費用	22,374	44,261
流動負債合計	2,006,634	3,964,332
負債合計	2,006,634	3,964,332
純資産の部		
元本等		
元本	3,360,670,101	2,578,083,933
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△143,952,495	△154,010,959
（分配準備積立金）	4,586,362	14,331,956
元本等合計	3,216,717,606	2,424,072,974
純資産合計	3,216,717,606	2,424,072,974
負債純資産合計	3,218,724,240	2,428,037,306

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日	第3期 自 令和4年3月26日 至 令和5年3月27日
営業収益		
受取利息	-	9
有価証券売買等損益	△35,392,286	△77,634,661
営業収益合計	△35,392,286	△77,634,652
営業費用		
支払利息	43	759
受託者報酬	299,830	1,130,306
委託者報酬	1,998,953	7,535,264
その他費用	25,845	97,844
営業費用合計	2,324,671	8,764,173
営業利益又は営業損失（△）	△37,716,957	△86,398,825
経常利益又は経常損失（△）	△37,716,957	△86,398,825
当期純利益又は当期純損失（△）	△37,716,957	△86,398,825
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△755,045	△105,730,673
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△283,517	△143,952,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,876,038	373,556,002
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,876,038	373,556,002
剰余金減少額又は欠損金増加額	113,583,104	402,946,314
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	113,583,104	402,946,314
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△143,952,495	△154,010,959

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月25日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 4年 3月26日から令和 5年 3月27日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第2期 [令和 4年 3月25日現在]	第3期 [令和 5年 3月27日現在]
1. 期首元本額	11,805,504円	3,360,670,101円
期中追加設定元本額	3,638,053,185円	6,013,121,276円
期中一部解約元本額	289,188,588円	6,795,707,444円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	143,952,495円	154,010,959円
3. 受益権の総数	3,360,670,101口	2,578,083,933口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 令和 3年 3月26日 至 令和 4年 3月25日	第3期 自 令和 4年 3月26日 至 令和 5年 3月27日																																										
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程																																										
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,554,704円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,888,946円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>31,658円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>24,475,308円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,360,670,101口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,554,704円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,888,946円	分配準備積立金額	D	31,658円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,475,308円	当ファンドの期末残存口数	F	3,360,670,101口	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,685,701円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>2,026,288円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,537,684円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>619,967円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>33,869,640円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,578,083,933口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,685,701円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,026,288円	収益調整金額	C	19,537,684円	分配準備積立金額	D	619,967円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,869,640円	当ファンドの期末残存口数	F	2,578,083,933口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	4,554,704円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																									
収益調整金額	C	19,888,946円																																									
分配準備積立金額	D	31,658円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,475,308円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	3,360,670,101口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	11,685,701円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,026,288円																																									
収益調整金額	C	19,537,684円																																									
分配準備積立金額	D	619,967円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,869,640円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	2,578,083,933口																																									

第2期 自 令和 3年 3月26日 至 令和 4年 3月25日			第3期 自 令和 4年 3月26日 至 令和 5年 3月27日		
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	72円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	131円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第2期 自 令和 3年 3月26日 至 令和 4年 3月25日	第3期 自 令和 4年 3月26日 至 令和 5年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第2期 [令和 4年 3月25日現在]	第3期 [令和 5年 3月27日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	第2期 [令和 4年 3月25日現在]	第3期 [令和 5年 3月27日現在]
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 [令和 4年 3月25日現在]	第3期 [令和 5年 3月27日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△32,855,836	22,905,464
合計	△32,855,836	22,905,464

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第2期 [令和 4年 3月25日現在]	第3期 [令和 5年 3月27日現在]
1口当たり純資産額	0.9572円	0.9403円
(1万口当たり純資産額)	(9,572円)	(9,403円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	1,862,232,933	2,423,882,385	
合計		1,862,232,933	2,423,882,385	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 5年 3月27日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,996,015,973
国債証券	585,807,311,770
地方債証券	38,573,727,572

[令和 5年 3月27日現在]	
特殊債券	33,739,870,829
社債券	43,271,003,000
派生商品評価勘定	12,675,600
未収入金	769,967,800
未収利息	701,676,332
前払費用	39,328,309
差入委託証拠金	8,520,000
流動資産合計	705,920,097,185
資産合計	705,920,097,185
負債の部	
流動負債	
前受金	12,920,000
未払金	398,272,000
未払解約金	1,057,760,107
未払利息	998
流動負債合計	1,468,953,105
負債合計	1,468,953,105
純資産の部	
元本等	
元本	541,239,389,450
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	163,211,754,630
元本等合計	704,451,144,080
純資産合計	704,451,144,080
負債純資産合計	705,920,097,185

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 5年 3月27日現在]
1. 期首	令和 4年 3月26日
期首元本額	494,620,432,502円
期中追加設定元本額	142,539,802,197円
期中一部解約元本額	95,920,845,249円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定型）	6,832,746,745円

	[令和 5年 3月27日現在]
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	9,098,789,081円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	2,233,365,246円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	53,031,511,284円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	89,887,636,813円
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	26,327,115,617円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	188,880,409円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	164,323,891円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド	2,063,578,754円
eMAXIS 国内債券インデックス	6,786,846,956円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	3,723,121,405円
eMAXIS バランス（波乗り型）	302,511,382円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	13,904,773,833円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド（確定拠出年金）	39,635,489,070円
コアバランス	2,353,810円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	8,836,700,360円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	3,477,057,991円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	1,517,654,090円
eMAXIS Slim 国内債券インデックス	14,156,927,832円
国内債券セレクション（ラップ向け）	8,666,858,936円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	15,901,813,982円
つみたて8資産均等バランス	7,488,168,391円
つみたて4資産均等バランス	2,616,424,727円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	13,567,191円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	9,921,130円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	242,597円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	4,361,634,481円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	1,782,088,182円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	665,035,052円
三菱UFJ DC年金バランス（株式15）	4,809,616,840円
三菱UFJ DC年金バランス（株式40）	4,697,817,211円
三菱UFJ DC年金バランス（株式65）	2,431,515,542円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	457,700,867円
三菱UFJ DC年金バランス（株式25）	940,182,277円
国内債券インデックスファンド（ラップ向け）	1,862,232,933円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	178,173,141円
ラップ向けインデックスf 国内債券	5,698,950,743円

	[令和 5年 3月27日現在]
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（保守型）	2,075,906,999円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド（標準型）	2,159,745,479円
三菱UFJ DC年金バランス（株式80）	2,154,033円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）	112,114,045円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型）	150,524,199円
eMAXIS 債券バランス（2資産均等型）	69,909,639円
eMAXIS バランス（4資産均等型）	1,123,197,207円
eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）	1,625,802,351円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	848,625,059円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	1,673,614,166円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	83,628,842円
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	33,726,785円
三菱UFJ 日本債券ファンドVA（適格機関投資家限定）	6,452,463,816円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）VA（適格機関投資家限定）	131,983円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	27,415,012円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	8,948,858,279円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型（適格機関投資家限定）	716,398,898円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	4,359,264,067円
MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	115,200,422,830円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型（適格機関投資家限定）	443,689,096円
三菱UFJ バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	1,438,678円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型（適格機関投資家限定）	2,148,008円
三菱UFJ バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	4,145,963,378円
三菱UFJ バランスファンド20VA（適格機関投資家限定）	2,577,878,113円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	3,854,583,062円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	420,148,917円
MUKAM 日本債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	11,488,140,451円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	3,838,733,836円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	2,805,732円
日本債券インデックスファンドS	1,724,187,673円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07（適格機関投資家限定）	429,832,474円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09（適格機関投資家限定）	424,280,144円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11（適格機関投資家限定）	424,729,389円

	[令和 5年 3月27日現在]
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01（適格機関投資家限定）	421,626,267円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03（適格機関投資家限定）	419,477,595円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05（適格機関投資家限定）	420,955,442円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07（適格機関投資家限定）	413,671,752円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09（適格機関投資家限定）	416,234,104円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11（適格機関投資家限定）	418,690,273円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01（適格機関投資家限定）	416,840,490円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03（適格機関投資家限定）	462,440,331円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05（適格機関投資家限定）	469,323,041円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07（適格機関投資家限定）	477,586,919円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-09（適格機関投資家限定）	478,244,702円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-11（適格機関投資家限定）	481,227,287円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-01（適格機関投資家限定）	490,248,647円
MUKAM アセットアロケーションファンド2023-03（適格機関投資家限定）	479,565,718円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	16,986,077円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	23,827,647円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	4,568,107円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	8,007,837円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	20,850,278円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	51,028,947円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	15,769,667円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	45,600,585円
三菱UFJ <DC>日本債券インデックスファンド	4,254,996,588円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	2,065,720,009円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	4,125,930,738円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	2,497,465,496円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	1,646,713,474円
合計	541,239,389,450円

	[令和 5年 3月27日現在]
2. 受益権の総数	541,239,389,450口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 3月26日 至 令和 5年 3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 5年 3月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 5年 3月27日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△10,983,229,790
地方債証券	△406,793,825
特殊債券	△498,581,629
社債券	△269,187,000
合計	△12,157,792,244

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 5年 3月27日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	581,880,000	—	594,560,000	12,680,000
合計		581,880,000	—	594,560,000	12,680,000

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 5年 3月27日現在]
1口当たり純資産額	1.3016円
(1万口当たり純資産額)	(13,016円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４３５回利付国債（２年）	1,400,000,000	1,402,044,000	
	第４３７回利付国債（２年）	1,800,000,000	1,802,862,000	
	第４３８回利付国債（２年）	2,100,000,000	2,103,297,000	
	第４３９回利付国債（２年）	1,800,000,000	1,802,772,000	
	第４４０回利付国債（２年）	900,000,000	901,413,000	
	第４４１回利付国債（２年）	3,700,000,000	3,705,883,000	
	第４４２回利付国債（２年）	1,770,000,000	1,772,955,900	
	第４４３回利付国債（２年）	1,300,000,000	1,302,288,000	
	第４４４回利付国債（２年）	3,150,000,000	3,155,544,000	
	第４４５回利付国債（２年）	3,100,000,000	3,105,146,000	
	第１４０回利付国債（５年）	2,270,000,000	2,276,151,700	
	第１４１回利付国債（５年）	5,240,000,000	5,255,510,400	
	第１４２回利付国債（５年）	310,000,000	311,047,800	
	第１４３回利付国債（５年）	5,380,000,000	5,400,228,800	
	第１４４回利付国債（５年）	6,380,000,000	6,406,349,400	
	第１４５回利付国債（５年）	5,810,000,000	5,835,970,700	
	第１４６回利付国債（５年）	5,280,000,000	5,305,238,400	
	第１４７回利付国債（５年）	480,000,000	480,998,400	
	第１４８回利付国債（５年）	2,180,000,000	2,184,229,200	
	第１４９回利付国債（５年）	7,130,000,000	7,141,122,800	
	第１５０回利付国債（５年）	5,230,000,000	5,234,863,900	
	第１５１回利付国債（５年）	750,000,000	750,142,500	
	第１５２回利付国債（５年）	2,830,000,000	2,841,235,100	
	第１５３回利付国債（５年）	6,040,000,000	6,036,134,400	
	第１５４回利付国債（５年）	5,730,000,000	5,745,356,400	
	第１５５回利付国債（５年）	2,550,000,000	2,578,866,000	
	第１５６回利付国債（５年）	2,300,000,000	2,314,628,000	
	第１回利付国債（４０年）	675,000,000	838,721,250	
	第２回利付国債（４０年）	1,035,000,000	1,237,518,450	
	第３回利付国債（４０年）	718,000,000	857,335,080	
	第４回利付国債（４０年）	1,218,000,000	1,456,338,240	
	第５回利付国債（４０年）	575,000,000	662,509,250	

第6回利付国債（40年）	1,230,000,000	1,384,709,400	
第7回利付国債（40年）	1,540,000,000	1,657,733,000	
第8回利付国債（40年）	1,510,000,000	1,508,323,900	
第9回利付国債（40年）	2,770,000,000	2,032,681,400	
第10回利付国債（40年）	2,370,000,000	2,036,185,500	
第11回利付国債（40年）	2,200,000,000	1,817,508,000	
第12回利付国債（40年）	2,040,000,000	1,503,561,600	
第13回利付国債（40年）	2,320,000,000	1,701,395,200	
第14回利付国債（40年）	2,410,000,000	1,879,824,100	
第15回利付国債（40年）	3,120,000,000	2,657,834,400	
第334回利付国債（10年）	3,990,000,000	4,025,391,300	
第335回利付国債（10年）	3,890,000,000	3,924,621,000	
第336回利付国債（10年）	2,460,000,000	2,485,362,600	
第337回利付国債（10年）	1,620,000,000	1,631,097,000	
第338回利付国債（10年）	3,330,000,000	3,362,301,000	
第339回利付国債（10年）	4,020,000,000	4,063,536,600	
第340回利付国債（10年）	3,470,000,000	3,511,397,100	
第341回利付国債（10年）	3,320,000,000	3,354,063,200	
第342回利付国債（10年）	2,570,000,000	2,582,644,400	
第343回利付国債（10年）	4,870,000,000	4,894,398,700	
第344回利付国債（10年）	4,620,000,000	4,642,545,600	
第345回利付国債（10年）	6,340,000,000	6,368,403,200	
第346回利付国債（10年）	6,130,000,000	6,154,336,100	
第347回利付国債（10年）	5,700,000,000	5,719,266,000	
第348回利付国債（10年）	4,970,000,000	4,983,319,600	
第349回利付国債（10年）	6,090,000,000	6,101,449,200	
第350回利付国債（10年）	6,530,000,000	6,538,031,900	
第351回利付国債（10年）	4,830,000,000	4,833,767,400	
第352回利付国債（10年）	3,870,000,000	3,871,044,900	
第353回利付国債（10年）	5,500,000,000	5,498,405,000	
第354回利付国債（10年）	5,380,000,000	5,373,597,800	
第355回利付国債（10年）	4,810,000,000	4,801,053,400	
第356回利付国債（10年）	7,380,000,000	7,361,033,400	
第357回利付国債（10年）	5,250,000,000	5,232,465,000	
第358回利付国債（10年）	6,280,000,000	6,256,136,000	
第359回利付国債（10年）	7,030,000,000	6,992,319,200	
第360回利付国債（10年）	6,930,000,000	6,878,856,600	
第361回利付国債（10年）	6,050,000,000	5,992,525,000	
第362回利付国債（10年）	5,240,000,000	5,180,526,000	
第363回利付国債（10年）	13,990,000,000	13,804,072,900	
第364回利付国債（10年）	7,890,000,000	7,775,516,100	
第365回利付国債（10年）	6,300,000,000	6,203,295,000	

第３６７回利付国債（１０年）	1,020,000,000	1,014,940,800	
第３６８回利付国債（１０年）	530,000,000	531,478,700	
第１回利付国債（３０年）	196,000,000	229,637,520	
第２回利付国債（３０年）	268,000,000	309,293,440	
第３回利付国債（３０年）	307,000,000	353,409,190	
第４回利付国債（３０年）	252,000,000	303,259,320	
第５回利付国債（３０年）	238,000,000	275,266,040	
第６回利付国債（３０年）	339,000,000	400,365,780	
第７回利付国債（３０年）	339,000,000	399,881,010	
第８回利付国債（３０年）	302,000,000	343,377,020	
第９回利付国債（３０年）	206,000,000	226,461,980	
第１０回利付国債（３０年）	398,000,000	425,955,520	
第１１回利付国債（３０年）	237,000,000	267,672,540	
第１２回利付国債（３０年）	325,000,000	380,581,500	
第１３回利付国債（３０年）	595,000,000	691,532,800	
第１４回利付国債（３０年）	683,000,000	823,616,040	
第１５回利付国債（３０年）	686,000,000	835,884,140	
第１６回利付国債（３０年）	547,000,000	667,969,050	
第１７回利付国債（３０年）	577,000,000	698,868,170	
第１８回利付国債（３０年）	687,000,000	825,348,060	
第１９回利付国債（３０年）	593,000,000	713,550,970	
第２０回利付国債（３０年）	655,000,000	805,126,000	
第２１回利付国債（３０年）	529,000,000	638,005,740	
第２２回利付国債（３０年）	975,000,000	1,200,936,750	
第２３回利付国債（３０年）	194,000,000	239,326,160	
第２４回利付国債（３０年）	541,000,000	667,961,880	
第２５回利付国債（３０年）	1,287,000,000	1,555,674,120	
第２６回利付国債（３０年）	1,014,000,000	1,240,578,300	
第２７回利付国債（３０年）	460,000,000	569,622,600	
第２８回利付国債（３０年）	1,426,000,000	1,769,166,900	
第２９回利付国債（３０年）	530,000,000	650,400,100	
第３０回利付国債（３０年）	1,421,000,000	1,722,962,500	
第３１回利付国債（３０年）	2,223,000,000	2,658,774,690	
第３２回利付国債（３０年）	1,989,000,000	2,409,753,060	
第３３回利付国債（３０年）	1,227,000,000	1,425,491,790	
第３４回利付国債（３０年）	2,231,000,000	2,663,300,870	
第３５回利付国債（３０年）	2,029,000,000	2,356,521,180	
第３６回利付国債（３０年）	1,929,000,000	2,240,263,440	
第３７回利付国債（３０年）	2,717,000,000	3,105,585,340	
第３８回利付国債（３０年）	1,590,000,000	1,786,921,500	
第３９回利付国債（３０年）	1,360,000,000	1,552,875,200	
第４０回利付国債（３０年）	1,720,000,000	1,932,557,600	

第41回利付国債（30年）	1,210,000,000	1,337,074,200	
第42回利付国債（30年）	1,520,000,000	1,678,308,000	
第43回利付国債（30年）	1,480,000,000	1,632,824,800	
第44回利付国債（30年）	1,630,000,000	1,796,814,200	
第45回利付国債（30年）	1,480,000,000	1,574,157,600	
第46回利付国債（30年）	2,000,000,000	2,126,520,000	
第47回利付国債（30年）	1,920,000,000	2,076,633,600	
第48回利付国債（30年）	1,870,000,000	1,948,278,200	
第49回利付国債（30年）	1,860,000,000	1,936,799,400	
第50回利付国債（30年）	2,090,000,000	1,923,824,100	
第51回利付国債（30年）	1,920,000,000	1,570,425,600	
第52回利付国債（30年）	1,750,000,000	1,496,775,000	
第53回利付国債（30年）	1,710,000,000	1,492,898,400	
第54回利付国債（30年）	1,610,000,000	1,466,854,900	
第55回利付国債（30年）	1,860,000,000	1,690,182,000	
第56回利付国債（30年）	1,740,000,000	1,576,962,000	
第57回利付国債（30年）	1,800,000,000	1,626,984,000	
第58回利付国債（30年）	2,900,000,000	2,611,798,000	
第59回利付国債（30年）	1,590,000,000	1,392,871,800	
第60回利付国債（30年）	1,630,000,000	1,492,330,200	
第61回利付国債（30年）	1,660,000,000	1,442,905,200	
第62回利付国債（30年）	1,320,000,000	1,085,409,600	
第63回利付国債（30年）	1,450,000,000	1,155,186,000	
第64回利付国債（30年）	1,720,000,000	1,365,284,400	
第65回利付国債（30年）	1,410,000,000	1,117,255,800	
第66回利付国債（30年）	1,480,000,000	1,166,195,600	
第67回利付国債（30年）	2,830,000,000	2,348,928,300	
第68回利付国債（30年）	1,710,000,000	1,414,631,700	
第69回利付国債（30年）	1,720,000,000	1,460,520,800	
第70回利付国債（30年）	1,990,000,000	1,686,226,500	
第71回利付国債（30年）	1,950,000,000	1,650,421,500	
第72回利付国債（30年）	1,910,000,000	1,616,356,600	
第73回利付国債（30年）	1,930,000,000	1,629,807,800	
第74回利付国債（30年）	2,300,000,000	2,101,671,000	
第75回利付国債（30年）	1,870,000,000	1,838,827,100	
第76回利付国債（30年）	2,240,000,000	2,261,212,800	
第77回利付国債（30年）	1,660,000,000	1,751,748,200	
第70回利付国債（20年）	732,000,000	754,721,280	
第71回利付国債（20年）	360,000,000	370,288,800	
第72回利付国債（20年）	1,079,000,000	1,114,229,350	
第73回利付国債（20年）	520,000,000	538,891,600	
第74回利付国債（20年）	698,000,000	724,565,880	

第 7 5 回利付国債（20年）	705,000,000	735,589,950	
第 7 6 回利付国債（20年）	410,000,000	426,166,300	
第 7 7 回利付国債（20年）	370,000,000	385,321,700	
第 7 8 回利付国債（20年）	310,000,000	323,748,500	
第 7 9 回利付国債（20年）	150,000,000	156,987,000	
第 8 0 回利付国債（20年）	585,000,000	613,559,700	
第 8 1 回利付国債（20年）	250,000,000	262,932,500	
第 8 2 回利付国債（20年）	1,082,000,000	1,140,655,220	
第 8 3 回利付国債（20年）	395,000,000	418,514,350	
第 8 4 回利付国債（20年）	880,000,000	929,975,200	
第 8 5 回利付国債（20年）	520,000,000	553,592,000	
第 8 6 回利付国債（20年）	1,047,000,000	1,120,876,320	
第 8 7 回利付国債（20年）	420,000,000	448,383,600	
第 8 8 回利付国債（20年）	1,264,000,000	1,360,316,800	
第 8 9 回利付国債（20年）	340,000,000	364,806,400	
第 9 0 回利付国債（20年）	1,270,000,000	1,369,187,000	
第 9 1 回利付国債（20年）	548,000,000	592,711,320	
第 9 2 回利付国債（20年）	1,282,000,000	1,383,483,120	
第 9 3 回利付国債（20年）	190,000,000	205,116,400	
第 9 4 回利付国債（20年）	875,000,000	948,088,750	
第 9 5 回利付国債（20年）	1,107,000,000	1,213,670,520	
第 9 6 回利付国債（20年）	340,000,000	369,889,400	
第 9 7 回利付国債（20年）	573,000,000	628,374,720	
第 9 8 回利付国債（20年）	610,000,000	666,217,600	
第 9 9 回利付国債（20年）	1,480,000,000	1,622,820,000	
第 1 0 0 回利付国債（20年）	1,030,000,000	1,138,829,800	
第 1 0 1 回利付国債（20年）	723,000,000	806,564,340	
第 1 0 2 回利付国債（20年）	520,000,000	582,831,600	
第 1 0 3 回利付国債（20年）	760,000,000	847,871,200	
第 1 0 4 回利付国債（20年）	610,000,000	674,172,000	
第 1 0 5 回利付国債（20年）	920,000,000	1,020,878,000	
第 1 0 6 回利付国債（20年）	571,000,000	636,722,100	
第 1 0 7 回利付国債（20年）	607,000,000	676,179,790	
第 1 0 8 回利付国債（20年）	1,000,000,000	1,102,570,000	
第 1 0 9 回利付国債（20年）	560,000,000	619,348,800	
第 1 1 0 回利付国債（20年）	876,000,000	979,236,600	
第 1 1 1 回利付国債（20年）	861,000,000	971,741,820	
第 1 1 2 回利付国債（20年）	1,050,000,000	1,178,562,000	
第 1 1 3 回利付国債（20年）	922,000,000	1,038,420,940	
第 1 1 4 回利付国債（20年）	1,600,000,000	1,809,120,000	
第 1 1 5 回利付国債（20年）	944,000,000	1,073,677,280	
第 1 1 6 回利付国債（20年）	461,000,000	526,443,560	

第117回利付国債（20年）	1,320,000,000	1,498,266,000	
第118回利付国債（20年）	520,000,000	588,172,000	
第119回利付国債（20年）	400,000,000	446,724,000	
第120回利付国債（20年）	780,000,000	859,965,600	
第121回利付国債（20年）	1,299,000,000	1,462,868,850	
第122回利付国債（20年）	100,000,000	111,877,000	
第123回利付国債（20年）	1,318,000,000	1,507,515,220	
第124回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,408,863,200	
第125回利付国債（20年）	1,844,000,000	2,128,584,520	
第126回利付国債（20年）	200,000,000	227,732,000	
第127回利付国債（20年）	440,000,000	497,565,200	
第128回利付国債（20年）	1,974,000,000	2,236,640,700	
第129回利付国債（20年）	280,000,000	314,997,200	
第130回利付国債（20年）	1,862,000,000	2,099,963,600	
第131回利付国債（20年）	420,000,000	470,190,000	
第132回利付国債（20年）	187,000,000	209,810,260	
第133回利付国債（20年）	2,320,000,000	2,622,783,200	
第134回利付国債（20年）	4,545,000,000	5,152,257,450	
第135回利付国債（20年）	50,000,000	56,242,500	
第136回利付国債（20年）	190,000,000	212,057,100	
第137回利付国債（20年）	8,382,000,000	9,435,952,680	
第138回利付国債（20年）	160,000,000	177,243,200	
第139回利付国債（20年）	310,000,000	346,192,500	
第140回利付国債（20年）	2,617,000,000	2,949,359,000	
第141回利付国債（20年）	1,120,000,000	1,263,472,000	
第142回利付国債（20年）	7,710,000,000	8,770,279,200	
第143回利付国債（20年）	1,840,000,000	2,058,757,600	
第144回利付国債（20年）	1,520,000,000	1,686,090,400	
第145回利付国債（20年）	2,880,000,000	3,252,729,600	
第146回利付国債（20年）	3,170,000,000	3,582,765,700	
第147回利付国債（20年）	3,200,000,000	3,585,888,000	
第148回利付国債（20年）	2,940,000,000	3,262,929,600	
第149回利付国債（20年）	3,090,000,000	3,427,644,300	
第150回利付国債（20年）	3,170,000,000	3,481,674,400	
第151回利付国債（20年）	3,420,000,000	3,677,115,600	
第152回利付国債（20年）	2,740,000,000	2,943,445,000	
第153回利付国債（20年）	3,480,000,000	3,776,913,600	
第154回利付国債（20年）	3,040,000,000	3,261,251,200	
第155回利付国債（20年）	3,330,000,000	3,487,542,300	
第156回利付国債（20年）	2,700,000,000	2,620,755,000	
第157回利付国債（20年）	3,360,000,000	3,166,128,000	
第158回利付国債（20年）	3,000,000,000	2,931,480,000	

	第159回利付国債（20年）	2,260,000,000	2,230,281,000	
	第160回利付国債（20年）	3,070,000,000	3,062,202,200	
	第161回利付国債（20年）	2,460,000,000	2,414,096,400	
	第162回利付国債（20年）	3,820,000,000	3,737,793,600	
	第163回利付国債（20年）	2,840,000,000	2,770,618,800	
	第164回利付国債（20年）	3,350,000,000	3,211,276,500	
	第165回利付国債（20年）	2,700,000,000	2,579,526,000	
	第166回利付国債（20年）	3,690,000,000	3,619,188,900	
	第167回利付国債（20年）	2,340,000,000	2,218,647,600	
	第168回利付国債（20年）	2,630,000,000	2,444,585,000	
	第169回利付国債（20年）	2,540,000,000	2,312,695,400	
	第170回利付国債（20年）	1,620,000,000	1,467,833,400	
	第171回利付国債（20年）	2,310,000,000	2,084,197,500	
	第172回利付国債（20年）	1,950,000,000	1,782,768,000	
	第173回利付国債（20年）	2,800,000,000	2,547,440,000	
	第174回利付国債（20年）	4,260,000,000	3,859,517,400	
	第175回利付国債（20年）	2,690,000,000	2,470,684,300	
	第176回利付国債（20年）	2,460,000,000	2,251,957,800	
	第177回利付国債（20年）	2,770,000,000	2,483,083,400	
	第178回利付国債（20年）	3,420,000,000	3,111,960,600	
	第179回利付国債（20年）	2,730,000,000	2,477,502,300	
	第180回利付国債（20年）	2,430,000,000	2,322,837,000	
	第181回利付国債（20年）	2,100,000,000	2,038,176,000	
	第182回利付国債（20年）	3,030,000,000	3,039,726,300	
	第183回利付国債（20年）	2,230,000,000	2,349,884,800	
国債証券 合計		578,758,000,000	585,807,311,770	
地方債証券	第1回東京都公募公債（20年）	20,000,000	20,070,800	
	第4回東京都公募公債（20年）	200,000,000	206,498,000	
	第5回東京都公募公債（20年）	100,000,000	104,089,000	
	第7回東京都公募公債（20年）	100,000,000	105,243,000	
	第7回東京都公募公債（30年）	80,000,000	97,366,400	
	第10回東京都公募公債（30年）	100,000,000	118,896,000	
	第20回東京都公募公債（20年）	80,000,000	89,058,400	
	第21回東京都公募公債（20年）	80,000,000	89,832,800	
	第28回東京都公募公債（20年）	100,000,000	109,314,000	
	第33回東京都公募公債（20年）	100,000,000	91,861,000	
	第733回東京都公募公債	700,000,000	704,844,000	
	第738回東京都公募公債	100,000,000	100,676,000	
	第757回東京都公募公債	150,000,000	149,806,500	
	第758回東京都公募公債	150,000,000	149,806,500	
	第782回東京都公募公債	100,000,000	99,999,000	
	第809回東京都公募公債	100,000,000	97,962,000	

平成26年度第9回北海道公募公債	100,000,000	100,764,000	
平成26年度第13回北海道公募公債	100,000,000	100,735,000	
平成27年度第1回北海道公募公債	300,000,000	302,283,000	
平成27年度第5回北海道公募公債	100,000,000	101,169,000	
平成30年度第14回北海道公募公債	100,000,000	99,518,000	
令和3年度第14回北海道公募公債（5年）	400,000,000	397,856,000	
第36回2号宮城県公募公債	342,000,000	335,197,620	
第2回神奈川県公募公債（20年）	680,000,000	702,249,600	
第2回神奈川県公募公債（30年）	180,000,000	225,401,400	
第3回神奈川県公募公債（20年）	500,000,000	523,030,000	
第4回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	123,208,000	
第20回神奈川県公募公債（20年）	500,000,000	545,735,000	
第27回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	107,362,000	
第234回神奈川県公募公債	100,000,000	100,149,000	
第243回神奈川県公募公債	100,000,000	98,351,000	
第256回神奈川県公募公債	350,000,000	342,457,500	
第7回大阪府公募公債（20年）	220,000,000	244,250,600	
第11回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	110,310,000	
第179回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	99,777,000	
第184回大阪府公募公債（5年）	120,000,000	119,632,800	
第186回大阪府公募公債（5年）	300,000,000	298,890,000	
第191回大阪府公募公債（5年）	160,000,000	159,142,400	
第385回大阪府公募公債	200,000,000	201,554,000	
第388回大阪府公募公債	200,000,000	201,500,000	
第391回大阪府公募公債	210,000,000	211,713,600	
第393回大阪府公募公債	110,000,000	110,880,000	
第400回大阪府公募公債	136,000,000	137,569,440	
第410回大阪府公募公債	200,000,000	199,344,000	
第415回大阪府公募公債	100,000,000	100,028,000	
第417回大阪府公募公債	300,000,000	301,113,000	
第420回大阪府公募公債	100,000,000	100,000,000	
第426回大阪府公募公債	100,000,000	99,823,000	
第435回大阪府公募公債	130,000,000	129,616,500	
第439回大阪府公募公債	100,000,000	99,507,000	
第455回大阪府公募公債	148,000,000	145,404,080	
第460回大阪府公募公債	194,000,000	189,900,780	
第464回大阪府公募公債	800,000,000	777,248,000	
第465回大阪府公募公債	500,000,000	487,235,000	
第467回大阪府公募公債	200,000,000	195,074,000	
第471回大阪府公募公債	97,000,000	93,765,050	
平成26年度第2回京都府公募公債（15年）	200,000,000	209,346,000	
平成26年度第5回京都府公募公債（20年）	100,000,000	108,010,000	

第1回兵庫県公募公債（12年）	100,000,000	101,337,000	
第1回兵庫県公募公債（15年）	400,000,000	420,704,000	
第2回兵庫県公募公債（20年）	300,000,000	329,031,000	
第2回兵庫県公募公債（30年）	90,000,000	107,470,800	
第4回兵庫県公募公債（12年）	100,000,000	102,112,000	
第5回兵庫県公募公債（12年）	200,000,000	204,306,000	
第5回兵庫県公募公債（15年）	200,000,000	210,808,000	
第6回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	105,725,000	
第9回兵庫県公募公債（15年）	500,000,000	521,610,000	
第27回兵庫県公募公債（20年）	200,000,000	189,514,000	
平成28年度第29回兵庫県公募公債	100,000,000	100,351,000	
第6回静岡県公募公債（15年）	300,000,000	314,115,000	
第11回静岡県公募公債（20年）	550,000,000	608,173,500	
第14回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	109,408,000	
平成26年度第3回静岡県公募公債	800,000,000	806,160,000	
令和2年度第15回静岡県公募公債（5年）	120,000,000	119,824,800	
令和2年度第13回静岡県公募公債（5年）	120,000,000	119,824,800	
平成20年度第8回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	220,052,000	
平成21年度第5回愛知県公募公債（20年）	700,000,000	785,050,000	
平成23年度第13回愛知県公募公債	200,000,000	210,276,000	
平成24年度第14回愛知県公募公債（15年）	100,000,000	105,228,000	
平成26年度第7回愛知県公募公債	600,000,000	604,590,000	
平成26年度第15回愛知県公募公債	200,000,000	201,558,000	
平成27年度第7回愛知県公募公債	100,000,000	101,174,000	
平成30年度第5回愛知県公募公債	100,000,000	99,817,000	
平成30年度第8回愛知県公募公債	200,000,000	200,214,000	
令和3年度第18回愛知県公募公債	100,000,000	97,792,000	
平成26年度第7回広島県公募公債	260,000,000	262,171,000	
平成28年度第1回広島県公募公債	100,000,000	100,032,000	
平成28年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	94,428,000	
平成30年度第4回広島県公募公債	200,000,000	200,044,000	
令和3年度第7回広島県公募公債	100,000,000	97,498,000	
第10回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	111,362,000	
第14回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	218,114,000	
第16回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	105,160,000	
平成26年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	100,550,000	
平成30年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	99,870,000	
令和2年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	98,526,000	
令和3年度第2回埼玉県公募公債（5年）	110,000,000	109,817,400	
平成19年度第1回福岡県公募公債（30年）	70,000,000	85,976,100	
平成20年度第1回福岡県公募公債（30年）	80,000,000	94,740,800	
平成22年度第2回福岡県公募公債（20年）	800,000,000	903,608,000	

平成23年度第1回福岡県公募公債（15年）	100,000,000	105,053,000	
平成26年度第8回福岡県公募公債	200,000,000	201,416,000	
平成26年度第1回福岡県公募公債	100,000,000	100,793,000	
平成27年度第7回福岡県公募公債	100,000,000	101,122,000	
令和2年度第4回福岡県公募公債	200,000,000	196,432,000	
第9回千葉県公募公債（20年）	80,000,000	88,435,200	
平成25年度第1回千葉県公募公債	82,500,000	82,536,300	
平成27年度第3回千葉県公募公債	200,000,000	202,150,000	
平成27年度第6回千葉県公募公債	500,000,000	505,680,000	
平成28年度第3回千葉県公募公債	400,000,000	399,604,000	
平成30年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	99,341,000	
令和元年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	98,729,000	
平成27年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	100,454,000	
令和4年度第1回長野県公募公債	300,000,000	293,184,000	
第2回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	112,481,000	
第7回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	93,561,000	
平成27年度第1回岐阜県公募公債	300,000,000	303,498,000	
令和2年度第2回岐阜県公募公債（5年）	100,000,000	99,906,000	
平成27年度第1回大分県公募公債	203,400,000	205,643,502	
第133回共同発行市場公募地方債	200,000,000	201,444,000	
第134回共同発行市場公募地方債	250,000,000	251,895,000	
第135回共同発行市場公募地方債	200,000,000	201,594,000	
第136回共同発行市場公募地方債	300,000,000	302,355,000	
第140回共同発行市場公募地方債	200,000,000	201,578,000	
第142回共同発行市場公募地方債	400,000,000	402,260,000	
第144回共同発行市場公募地方債	200,000,000	201,710,000	
第145回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,748,000	
第151回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,142,000	
第152回共同発行市場公募地方債	300,000,000	303,519,000	
第153回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,244,000	
第158回共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,064,000	
第185回共同発行市場公募地方債	300,000,000	300,159,000	
第193回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,838,000	
第198回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,380,000	
第232回共同発行市場公募地方債	450,000,000	434,556,000	
令和元年度第3回堺市公募公債	100,000,000	98,453,000	
平成27年度第1回佐賀県公募公債	500,000,000	505,620,000	
平成29年度第1回佐賀県公募公債	100,000,000	99,999,000	
平成30年度第1回福島県公募公債	100,000,000	100,050,000	
令和元年度第2回栃木県公募公債	100,000,000	98,497,000	
令和2年度第2回栃木県公募公債	100,000,000	97,953,000	
令和3年度第1回熊本県公募公債（5年）	200,000,000	199,502,000	

第5回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	112,110,000	
第15回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	112,915,000	
平成26年度第7回大阪市公募公債	100,000,000	100,843,000	
第1回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	120,231,000	
第9回名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	110,196,000	
第9回名古屋市公募公債（30年）	90,000,000	103,811,400	
第28回名古屋市公募公債（5年）	500,000,000	499,385,000	
第488回名古屋市公募公債	200,000,000	201,698,000	
第491回名古屋市公募公債	400,000,000	404,828,000	
第511回名古屋市公募公債	100,000,000	98,254,000	
第1回京都市公募公債（15年）	100,000,000	102,819,000	
第3回京都市公募公債（20年）	100,000,000	105,550,000	
第5回京都市公募公債（20年）	50,000,000	54,169,500	
平成18年度第3回神戸市公募公債（20年）	110,000,000	118,737,300	
平成20年度第24回神戸市公募公債（20年）	200,000,000	220,504,000	
平成22年度第4回神戸市公募公債	100,000,000	110,999,000	
第5回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	104,740,000	
第7回横浜市公募公債（20年）	450,000,000	474,606,000	
平成27年度第2回横浜市公募公債	200,000,000	202,320,000	
平成27年度第3回横浜市公募公債	400,000,000	404,580,000	
平成27年度第4回横浜市公募公債	300,000,000	303,351,000	
第27回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	109,601,000	
第33回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	93,906,000	
第35回横浜市公募公債（20年）	500,000,000	474,030,000	
第54回横浜市公募公債（5年）	300,000,000	299,718,000	
平成22年度第8回札幌市公募公債（30年）	80,000,000	94,544,000	
平成23年度第3回札幌市公募公債	100,000,000	111,921,000	
平成23年度第9回札幌市公募公債	400,000,000	421,024,000	
令和元年度第2回札幌市公募公債（5年）	600,000,000	599,928,000	
令和2年度第7回札幌市公募公債	200,000,000	195,500,000	
令和3年度第2回札幌市公募公債（5年）	100,000,000	99,806,000	
第7回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	111,020,000	
第12回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	112,496,000	
第62回川崎市公募公債（5年）	490,000,000	488,779,900	
第17回北九州市公募公債（20年）	100,000,000	108,690,000	
平成25年度第4回福岡市公募公債	50,000,000	50,190,500	
令和3年度第4回千葉市公募公債	100,000,000	97,062,000	
平成26年度第4回福井県公募公債	100,000,000	100,787,000	
令和2年度第2回徳島県公募公債	100,000,000	97,953,000	
平成28年度第1回山梨県公募公債	200,000,000	199,720,000	
平成30年度第1回山梨県公募公債	100,000,000	100,215,000	
令和2年度第1回山梨県公募公債	700,000,000	686,063,000	

	第 9 6 回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	100,000,000	111,000,000	
地方債証券 合計		37,622,900,000	38,573,727,572	
特殊債券	第 4 回政府保証新関西国際空港債券	104,000,000	105,090,960	
	第 6 回神奈川県住宅供給公社債券	100,000,000	98,818,000	
	第 2 6 回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	100,779,000	
	第 3 6 回日本政策投資銀行債券（財投機関債）	30,000,000	32,485,200	
	第 5 2 回政府保証日本政策投資銀行	500,000,000	499,910,000	
	第 1 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	128,646,000	
	第 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	140,000,000	149,816,800	
	第 1 7 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	322,854,000	
	第 1 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	30,000,000	38,079,300	
	第 1 9 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	249,042,000	
	第 2 0 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	216,652,000	
	第 2 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	110,000,000	135,143,800	
	第 2 3 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	327,477,000	
	第 2 7 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	218,776,000	
	第 2 8 回道路債券（財投機関債）	100,000,000	121,148,000	
	第 3 3 回道路債券（財投機関債）	300,000,000	368,289,000	
	第 3 8 回道路債券（財投機関債）	200,000,000	206,540,000	
	第 4 2 回道路債券（財投機関債）	200,000,000	208,492,000	
	第 8 3 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	150,000,000	167,040,000	
	第 9 5 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	108,675,000	
	第 1 0 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,188,000	
	第 1 0 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,556,000	
	第 1 1 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,171,000	
	第 1 1 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,428,000	
	第 1 4 5 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	101,776,000	
	第 1 4 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,520,000	
	第 1 5 0 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	312,453,000	
	第 1 5 3 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,699,000	

第158回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,115,000	
第160回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	105,672,000	
第162回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,223,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,160,000	
第215回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,721,000	
第220回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,796,000	
第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	124,000,000	124,985,800	
第226回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,103,000	
第231回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,183,000,000	1,192,605,960	
第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,798,000	
第241回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	201,766,000	
第247回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	650,000,000	657,046,000	
第249回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	101,000,000	102,081,710	
第251回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,282,000	
第258回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,976,000	
第263回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	202,030,000	
第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,883,000	
第269回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	200,792,000	
第273回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	300,051,000	
第348回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,845,000	
第1回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	55,881,500	
第4回公営企業債券（30年）（財投機関債）	100,000,000	123,208,000	
第9回公営企業債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	51,703,000	
第11回政府保証地方公共団体金融機構債券（4年）	500,000,000	499,930,000	
第11回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	110,525,000	
第12回公営企業債券（20年）（財投機関債）	300,000,000	311,718,000	
第13回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	112,765,000	

第14回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	80,000,000	90,846,400	
第16回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	80,000,000	88,740,000	
第17回公営企業債券（20年）（財投機関債）	150,000,000	160,273,500	
第22回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	108,773,000	
第23回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	108,179,000	
第24回公営企業債券（20年）（財投機関債）	300,000,000	330,036,000	
第27回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	54,943,500	
第27回地方公共団体金融機構債券（5年）（財投機関債）	100,000,000	99,912,000	
第44回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	106,030,000	
第48回政府保証地方公共団体金融機構債券	36,000,000	36,030,240	
第59回政府保証地方公共団体金融機構債券	315,000,000	317,167,200	
第60回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	201,636,000	
第61回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,772,000	
第64回政府保証地方公共団体金融機構債券	240,000,000	241,874,400	
第67回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	170,000,000	171,354,900	
第73回政府保証地方公共団体金融機構債券	302,000,000	305,167,980	
第77回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,960,000	
第77回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	300,000,000	303,303,000	
第78回政府保証地方公共団体金融機構債券	150,000,000	151,471,500	
第81回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,392,000	
第82回政府保証地方公共団体金融機構債券	674,000,000	674,215,680	
第83回政府保証地方公共団体金融機構債券	102,000,000	102,017,340	
F90回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	106,475,000	
第91回政府保証地方公共団体金融機構債券	300,000,000	300,288,000	
第100回政府保証地方公共団体金融機構債券	325,000,000	324,564,500	
第102回政府保証地方公共団体金融機構債券	131,000,000	131,150,650	
F104回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,444,000	
第108回政府保証地方公共団体金融機構債券	223,000,000	222,656,580	
第115回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	199,490,000	
F131回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	70,000,000	75,894,700	
F151回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	105,053,000	
F203回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	207,760,000	
F234回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	109,656,000	
第27回首都高速道路	100,000,000	99,741,000	
第24回阪神高速道路	200,000,000	199,758,000	
第10回日本政策金融公庫（財投機関債）	80,000,000	89,719,200	

第15回日本政策金融公庫（財投機関債）	80,000,000	88,645,600	
第5回本州四国連絡橋債券（財投機関債）	200,000,000	207,408,000	
第48回福祉医療機構債券（財投機関債）	400,000,000	400,088,000	
第54回福祉医療機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,587,000	
第4回中部国際空港（財投機関債）	200,000,000	200,212,000	
第232回政府保証預金保険機構債券	400,000,000	400,608,000	
第2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,518,000	31,799,455	
第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	37,904,000	37,723,197	
第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	38,956,000	38,744,079	
第4回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	45,036,000	44,691,924	
第6回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	10,292,000	10,375,159	
第8回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	64,890,000	64,211,899	
第9回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	11,126,000	11,320,593	
第13回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,380,000	21,592,303	
第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,013,000	21,147,336	
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,190,000	21,275,818	
第33回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,536,000	21,591,139	
第35回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,673,000	20,650,551	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,090,000	39,817,762	
第37回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,053,000	10,128,799	
第37回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,626,000	41,376,280	
第38回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,257,000	22,154,683	
第40回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	41,424,000	42,740,040	
第41回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,393,000	10,482,795	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	24,313,000	25,383,501	
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,124,000	97,667,519	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,960,000	60,442,426	
第47回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,956,000	17,642,887	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,918,000	37,452,776	
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,690,000	38,169,707	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,014,000	39,493,885	
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,876,000	41,441,133	
第52回貸付債権担保住宅金融公庫債券	21,146,000	21,346,041	
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,008,000	44,610,908	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,060,000	46,742,540	
第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,285,000	26,250,381	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,494,000	26,484,696	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,524,000	56,716,955	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,348,000	57,373,183	
第61回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,890,000	57,777,405	
第62回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,192,000	32,219,464	
第63回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,979,000	31,873,673	

第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	102,279,000	105,352,483	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,045,000	33,167,856	
第74回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,228,000	37,650,311	
第76回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,913,000	31,935,911	
第77回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	30,000,000	31,574,400	
第78回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,925,000	32,810,918	
第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,808,000	36,789,855	
第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,330,000	39,319,680	
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	150,080,000	153,759,961	
第85回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,876,000	79,808,103	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	111,190,000	
第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	41,826,000	42,694,307	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	128,652,000	130,801,774	
第92回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,442,000	45,848,705	
第93回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	210,208,000	
第95回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,099,000	57,735,082	
第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,592,000	54,988,337	
第98回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,809,000	56,663,993	
第100回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	222,262,000	
第102回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	104,902,000	
第103回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,157,000	59,870,433	
第106回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	123,436,000	122,434,934	
第109回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	271,212,000	266,088,805	
第111回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	208,347,000	202,134,092	
第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	144,094,000	141,725,094	
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	501,592,000	493,917,642	
第121回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	130,000,000	151,121,100	
第122回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	221,799,000	217,542,677	
第123回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	108,922,000	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,173,000	72,600,532	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,086,000	74,294,174	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,966,000	73,337,738	
第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	153,582,000	150,505,752	
第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	152,404,000	148,984,054	
第131回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,268,000	74,394,095	
第132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,150,000	74,290,417	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	231,666,000	226,270,498	
第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,977,000	75,945,699	

第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,615,000	76,795,848	
第137回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	158,100,000	154,727,727	
第138回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	156,924,000	153,923,613	
第143回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	104,712,000	
第147回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	166,334,000	159,229,874	
第150回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	255,984,000	244,677,186	
第151回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	172,364,000	165,260,879	
第152回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,269,000	83,174,530	
第160回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,337,000	86,131,588	
第161回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,043,000	
第162回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	180,778,000	173,971,708	
第164回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	101,063,000	
第165回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,707,000	87,295,509	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	275,085,000	265,366,246	
第169回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	185,222,000	178,439,170	
第170回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	185,558,000	178,291,548	
第171回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	188,020,000	179,796,005	
第172回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,900,000	89,769,339	
第174回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	180,000,000	186,800,400	
第175回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,406,000	91,531,562	
第176回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	190,820,000	182,313,244	
第177回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	191,222,000	183,900,109	
第178回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,352,000	92,377,971	
第179回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	192,522,000	186,014,756	
第180回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,201,000	93,235,123	
第181回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,888,000	93,828,276	
第182回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	194,944,000	188,670,702	
第183回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	195,390,000	189,487,268	
第184回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	196,336,000	189,904,032	
第186回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,779,000	97,484,007	
第188回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	198,792,000	200,831,605	
第190回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,609,000	
第191回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,205,000	
第194回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,702,000	
第203回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	100,142,000	
第6回沖縄振興開発金融公庫債券（財投機関債）	50,000,000	52,184,000	
い第832号商工債券	100,000,000	99,983,000	
い第843号商工債券	200,000,000	200,072,000	
い第848号商工債券	100,000,000	99,831,000	

	い第８５０号商工債券	300,000,000	299,247,000	
	い第８５２号商工債券	100,000,000	99,685,000	
	い第８５４号商工債券	500,000,000	498,015,000	
	い第８５７号商工債券	100,000,000	99,540,000	
	第３７６回信中金債	100,000,000	99,778,000	
	第１１号商工債券（１０年）	300,000,000	302,643,000	
	第２５６号商工債券（３年）	300,000,000	299,949,000	
	第２５７号商工債券（３年）	200,000,000	199,952,000	
	第２回信中金債（１０年）	100,000,000	101,047,000	
	第７回国際協力機構債券（財投機関債）	70,000,000	78,297,800	
	第８３回東日本高速道路	400,000,000	398,136,000	
	第７８回中日本高速道路	300,000,000	300,018,000	
	第２９回西日本高速道路	200,000,000	200,864,000	
	第５６回西日本高速道路	900,000,000	898,767,000	
	第６１回西日本高速道路	700,000,000	696,514,000	
	第７２回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	103,383,000	
特殊債券 合計		33,020,796,000	33,739,870,829	
社債券	第１９回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100,375,000	
	第２６回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,956,000	
	第２９回フランス相互信用連合銀行	200,000,000	198,800,000	
	第３５回フランス相互信用連合銀行	500,000,000	488,185,000	
	第３８回フランス相互信用連合銀行	300,000,000	299,085,000	
	第６回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	200,762,000	
	第２１回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	300,000,000	299,715,000	
	第２５回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	97,597,000	
	第１回サントンドール銀行（２０１９）	500,000,000	495,395,000	
	第１２回新関西国際空港	100,000,000	103,861,000	
	第２７回新関西国際空港	100,000,000	99,662,000	
	第３２回成田国際空港	100,000,000	98,804,000	
	第１７回ナショナル・オーストラリア銀行	300,000,000	300,114,000	
	第１回国際石油開発帝石	100,000,000	99,621,000	
	第４８回鹿島建設（サステナビリティ）	100,000,000	100,720,000	
	第１０回明治ホールディングス（サステナビリティ）	200,000,000	199,030,000	
	第１６回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,535,000	
	第１９回アサヒグループホールディングス	400,000,000	400,608,000	
	第９回サントリーホールディングス	200,000,000	199,698,000	
	第５回サントリー食品インターナショナル	200,000,000	199,718,000	
	第２２回味の素	100,000,000	100,220,000	
	第３回 キューピー	100,000,000	99,963,000	
	第１３回日本たばこ産業	200,000,000	198,776,000	
	第６回ヒューリック	400,000,000	398,168,000	

第４回トヨタ紡織	200,000,000	200,054,000	
第２７回東急不動産ホールディングス（グリーン）	300,000,000	300,714,000	
第９回クラレ	100,000,000	100,014,000	
第１６回旭化成	200,000,000	199,592,000	
第４２回王子ホールディングス	300,000,000	298,944,000	
第１１回イビデン	200,000,000	199,608,000	
第５６回三井化学	100,000,000	100,238,000	
第４回野村総合研究所	100,000,000	99,603,000	
第６回花王	200,000,000	199,970,000	
第１回アステラス製薬	400,000,000	400,620,000	
第１９回オリエンタルランド	300,000,000	299,634,000	
第１２回ヤフー	500,000,000	496,070,000	
第１９回Ｚホールディングス	400,000,000	396,604,000	
第２２回Ｚホールディングス	200,000,000	200,030,000	
第８回住友三井オートサービス（サステナビリティ）	100,000,000	100,164,000	
第１１回ブリヂストン	500,000,000	498,965,000	
第１２回日本電気硝子	100,000,000	99,342,000	
第４回新日本製鐵	200,000,000	199,946,000	
第３６回ジェイ エフ イー ホールディングス	400,000,000	399,396,000	
第１４回ＬＩＸＩＬ	200,000,000	199,684,000	
第１回日本郵政（グリーン）	100,000,000	99,535,000	
第３０回ダイキン工業	200,000,000	199,590,000	
第５５回日本精工	100,000,000	100,166,000	
第１９回日立製作所	100,000,000	99,321,000	
第１７回パナソニック	500,000,000	501,805,000	
第１８回パナソニック	100,000,000	99,700,000	
第２２回パナソニック	100,000,000	99,043,000	
第１８回デンソー	300,000,000	299,265,000	
第４０回三菱重工業	300,000,000	298,947,000	
第１０回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	99,575,000	
第２６回トヨタ自動車（サステナビリティ）	800,000,000	797,056,000	
第１回明治安田生命２０１８基金	200,000,000	199,990,000	
第１回明治安田生命２０１９基金	200,000,000	199,728,000	
第６３回三井物産	400,000,000	432,552,000	
第５１回住友商事	100,000,000	103,988,000	
第６１回住友商事	100,000,000	100,711,000	
第１回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	100,000,000	100,601,000	
第３回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	300,000,000	300,840,000	
第１７回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	500,000,000	492,660,000	
第２３回三菱東京ＵＦＪ銀行劣後特約付	200,000,000	225,878,000	
第２６回三菱東京ＵＦＪ銀行劣後特約付	200,000,000	207,016,000	

第２９回三菱東京ＵＦＪ銀行劣後特約付	200,000,000	208,650,000	
第３０回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付）	100,000,000	111,017,000	
第８８回三菱東京ＵＦＪ銀行	100,000,000	107,959,000	
第１５回みずほフィナンシャルグループ劣後特約付	100,000,000	98,010,000	
第１８回みずほ銀行（劣後特約付）	100,000,000	104,601,000	
第２８回芙蓉総合リース	500,000,000	495,630,000	
第１６回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	1,200,000,000	1,198,788,000	
第１７回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	300,000,000	298,935,000	
第２０回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス（グリーン）	600,000,000	598,752,000	
第５２回日産フィナンシャルサービス	200,000,000	199,114,000	
第５３回日産フィナンシャルサービス	300,000,000	296,760,000	
第３４回東京センチュリー	300,000,000	292,764,000	
第７０回ホンダファイナンス	200,000,000	199,512,000	
第７２回ホンダファイナンス	400,000,000	398,932,000	
第９５回トヨタファイナンス	500,000,000	499,610,000	
第９６回トヨタファイナンス	800,000,000	797,704,000	
第９７回トヨタファイナンス	200,000,000	199,764,000	
第２２回ポケットカード	100,000,000	99,535,000	
第３１回リコーリース	100,000,000	99,980,000	
第４１回リコーリース	500,000,000	496,095,000	
第７９回アコム	300,000,000	299,583,000	
第８０回アコム	200,000,000	198,060,000	
第８１回アコム	100,000,000	98,386,000	
第２０１回オリックス	500,000,000	495,470,000	
第２１１回オリックス	400,000,000	400,608,000	
第３４回三井住友ファイナンス&リース	300,000,000	300,612,000	
第１回三菱ＨＣキャピタル	900,000,000	896,787,000	
第６９回三菱ＵＦＪリース	500,000,000	497,090,000	
第３回野村ホールディングス	200,000,000	197,442,000	
第２４回野村ホールディングス	100,000,000	103,874,000	
第２７回野村ホールディングス	100,000,000	103,754,000	
第１３７回三菱地所	300,000,000	299,403,000	
第１１１回住友不動産（グリーン）	100,000,000	100,684,000	
第１２回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	100,718,000	
第１３回森トラスト総合リート投資法人	200,000,000	199,862,000	
第３６回京王電鉄	200,000,000	198,846,000	
第３４回東日本旅客鉄道	100,000,000	102,949,000	
第５３回東日本旅客鉄道	300,000,000	328,491,000	
第１００回東日本旅客鉄道	200,000,000	215,428,000	
第１０２回東日本旅客鉄道	100,000,000	100,650,000	
第１６３回東日本旅客鉄道	600,000,000	596,286,000	
第１７４回東日本旅客鉄道	700,000,000	697,837,000	

第 7 3 回西日本旅客鉄道	400,000,000	397,508,000	
第 4 2 回東海旅客鉄道	100,000,000	110,691,000	
第 5 3 回東海旅客鉄道	100,000,000	108,640,000	
第 2 回東京地下鉄	500,000,000	513,445,000	
第 2 8 回東京地下鉄	300,000,000	296,898,000	
第 5 0 回阪急阪神ホールディングス	200,000,000	197,516,000	
第 5 8 回阪急阪神ホールディングス	200,000,000	198,824,000	
第 6 4 回名古屋鉄道	200,000,000	198,236,000	
第 8 回ニッコンホールディングス	100,000,000	99,977,000	
第 1 回横浜高速鉄道	300,000,000	301,530,000	
第 9 回九州旅客鉄道	200,000,000	199,276,000	
第 3 1 回ＫＤＤＩ（サステナビリティ）	200,000,000	200,710,000	
第 9 回ソフトバンク	300,000,000	296,514,000	
第 1 4 回ソフトバンク	100,000,000	98,872,000	
第 1 6 回ソフトバンク	300,000,000	285,189,000	
第 5 4 8 回東京電力	100,000,000	103,939,000	
第 5 6 7 回東京電力	100,000,000	101,516,000	
第 5 0 8 回関西電力	200,000,000	199,764,000	
第 5 1 0 回関西電力	500,000,000	499,470,000	
第 5 1 1 回関西電力	100,000,000	99,496,000	
第 5 1 8 回関西電力	200,000,000	198,174,000	
第 5 2 4 回関西電力	200,000,000	198,266,000	
第 5 3 2 回関西電力	100,000,000	99,920,000	
第 5 4 3 回関西電力	200,000,000	199,212,000	
第 3 8 1 回中国電力	100,000,000	100,838,000	
第 3 9 3 回中国電力	100,000,000	99,461,000	
第 4 0 0 回中国電力	200,000,000	198,634,000	
第 4 0 9 回中国電力	200,000,000	197,764,000	
第 3 0 7 回北陸電力	100,000,000	102,296,000	
第 3 2 2 回北陸電力	100,000,000	99,666,000	
第 4 8 5 回東北電力	100,000,000	99,574,000	
第 4 9 4 回東北電力	200,000,000	199,292,000	
第 5 2 9 回東北電力	500,000,000	495,445,000	
第 5 5 2 回東北電力	400,000,000	403,288,000	
第 4 4 9 回九州電力	300,000,000	298,749,000	
第 4 6 8 回九州電力	100,000,000	98,823,000	
第 4 7 1 回九州電力	300,000,000	296,316,000	
第 4 8 4 回九州電力	400,000,000	389,996,000	
第 4 9 3 回九州電力	400,000,000	395,760,000	
第 5 1 4 回九州電力	300,000,000	300,612,000	
第 2 9 回沖縄電力	200,000,000	199,730,000	
第 5 0 回電源開発	200,000,000	199,396,000	

第５７回電源開発	100,000,000	98,560,000	
第５９回電源開発	300,000,000	296,259,000	
第６４回電源開発	600,000,000	589,104,000	
第６７回電源開発	200,000,000	193,660,000	
第６回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,568,000	
第１３回東京電力パワーグリッド	300,000,000	296,016,000	
第１５回東京電力パワーグリッド	100,000,000	97,659,000	
第１６回東京電力パワーグリッド	200,000,000	199,220,000	
第２５回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,361,000	
第２８回東京電力パワーグリッド	400,000,000	396,540,000	
第３１回東京電力パワーグリッド	300,000,000	296,397,000	
第３３回東京電力パワーグリッド	200,000,000	198,284,000	
第３５回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,980,000	
第３８回東京電力パワーグリッド	400,000,000	398,996,000	
第３９回東京電力パワーグリッド	400,000,000	396,024,000	
第４１回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,227,000	
第４４回東京電力パワーグリッド	200,000,000	197,580,000	
第４７回東京電力パワーグリッド	200,000,000	189,734,000	
第４９回東京電力パワーグリッド	400,000,000	394,780,000	
第１回東京電力リニューアブルパワー（グリーン）	200,000,000	198,886,000	
第３回東京電力リニューアブルパワー（グリーン）	400,000,000	398,172,000	
第１３回広島ガス	200,000,000	197,316,000	
第７回ファーストリテイリング	100,000,000	99,998,000	
社債券 合計	43,300,000,000	43,271,003,000	
合計	692,701,696,000	701,391,913,171	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【国内債券インデックスファンド（ラップ向け）】

【純資産額計算書】

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,429,109,034
II 負債総額	4,000,626
III 純資産総額（I－II）	2,425,108,408
IV 発行済口数	2,573,918,441口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9422
(10,000口当たり)	(9,422)

(参考)

日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	714,918,430,880
II 負債総額	7,268,098,583
III 純資産総額（I－II）	707,650,332,297
IV 発行済口数	542,538,904,165口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.3043
(10,000口当たり)	(13,043)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、ます。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2023年3月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023年 3月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	879	23,481,546
追加型公社債投資信託	16	1,418,837
単位型株式投資信託	91	407,169
単位型公社債投資信託	49	116,473
合 計	1,035	25,424,025

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		

預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)				
	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		67,963,712		79,977,953
投資顧問料		2,443,980		2,711,169
その他営業収益		21,613		13,459
営業収益合計		70,429,306		82,702,582
営業費用				
支払手数料	※2	26,689,896	※2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--

営業外収益			
受取配当金		170,807	243,133
受取利息	※2	2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益		81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835	137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2 65,808
その他		12,504	36,211
営業外収益合計		609,239	1,579,148
営業外費用			
投資有価証券償還損		95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395	16,548
事務過誤費		-	76,076
賃貸関連費用		13,472	15,780
その他		2,932	7,585
営業外費用合計		128,747	119,066
経常利益		13,368,595	17,011,221
特別利益			
投資有価証券売却益		2,007,655	605,706
特別利益合計		2,007,655	605,706
特別損失			
投資有価証券売却損		51,737	28,188
投資有価証券評価損		26,317	36,558
固定資産除却損	※1	536	※1 13,094
特別損失合計		78,591	77,840
税引前当期純利益		15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額		△19,122	22,446
法人税等合計		4,736,304	5,389,054
当期純利益		10,561,354	12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723	
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410	
当期変動額										
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511	
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による 累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670千円
 ② 1株当たり配当額 44,700円
 ③ 基準日 令和2年3月31日

④ 効力発生日

令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	49,988円
④	基準日	令和3年3月31日
⑤	効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	1株当たり配当額	49,988円
③	基準日	令和3年3月31日
④	効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2.その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093

	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361

その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702

繰延税金負債

前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	48,375,193
有価証券	270,676
前払費用	804,517
未収入金	78,340
未収委託者報酬	16,141,814
未収収益	751,362
金銭の信託	10,401,500
その他	264,566
流動資産合計	77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	△23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	※2 592,374
未払法人税等	2,634,965
賞与引当金	954,015
役員賞与引当金	86,040
その他	5,517
流動負債合計	18,307,880

固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505

固定負債合計	1,636,744
--------	-----------

負債合計	19,944,625
------	------------

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712

利益剰余金	
利益準備金	342,589

その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826

利益剰余金合計	35,934,416
---------	------------

株主資本合計	82,667,260
--------	------------

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
--------------	---------

評価・換算差額等合計	813,447
------------	---------

純資産合計	83,480,707
-------	------------

負債純資産合計	103,425,332
---------	-------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
賃貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

(3)中間株主資本等変動計算書
第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406,671	△406,671	△406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△ 1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式
- 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	—
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	—
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	—
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	270,676	—	270,676
金銭の信託	—	10,401,500	—	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	—	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	—	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しており

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。)

- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款について2023年10月1日付で以下の変更を行います。

- ・商号の変更（三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更）

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2022年9月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2022年9月末現在)	③事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2023年3月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・ 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・ 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・ 有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月31日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内債券インデックスファンド（ラップ向け）の令和4年3月26日から令和5年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内債券インデックスファンド（ラップ向け）の令和5年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。